

鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成費受領委任払い協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と介護保険サービス事業者_____（以下「乙」という。）とは、鹿児島市訪問サービス等利用者負担助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づき行われる受領委任払いに関して、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、要綱第7条の規定により認定証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）が、要綱第2条各号に規定された介護サービス（以下「対象サービス」という。）について要綱に基づく利用者負担助成費（以下「助成費」という。）の支給を受けるに当たって、対象者の便宜を図るとともに、対象者の自己負担費用の一時的軽減と生活の安定を図ることを目的とする。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間満了前1ヶ月までに甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日において向こう1年間順次契約を更新したものとみなす。

（受領委任払いの手順）

第3条 受領委任払いの手順は、以下のとおりとする。

- (1) 乙は、対象者から助成費の受領の権限の委任を受けるものとする。
- (2) 対象者は、対象サービス利用月の翌々月10日までに訪問サービス等利用者負担助成費支給申請書に、乙が発行する当該対象サービスのサービス提供証明書及び領収証並びに乙に助成費受領を委任したことを証する書類（介護保険給付の受領委任状）を添えて、甲に申請するものとする。
- (3) 甲は、前項の申請を受けたときは、対象サービス利用月における対象者に対する対象サービスの利用実績に基づき、助成費の支給を決定するものとする。
- (4) 甲は、助成費の支給又は不支給の決定をしたときは、要綱第13条に規定する訪問サービス等利用者負担助成費支給（不支給）決定通知書により、申請に係る対象者に通知するものとする。
- (5) 甲は、助成費については、第1号の受領委任に基づき、乙に支給する。

（利用者負担の徴収）

第4条 乙は、その提供した対象サービスについて、前条第1号の規定により当該対象サービスの利用者である対象者に代わって助成費の支払を受ける場合は、当該対象サービスを提供した際に、対象者から利用料の一部として、当該対象サービスの提供に要した費用から乙に支払われる助成費の額を控除して得られる額を対象者に請求し、徴収するものとする。

（乙の義務）

第5条 乙は、対象サービスの利用に関し、居宅介護支援事業所との必要な連絡調整を行う

ものとする。

2 乙は、対象者への対象サービスの提供に当たっては、他の利用者との公平性及び公正性を確保するものとする。

(協定解除等)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要しないでこの協定を解除し、又は必要な措置をとることができる。

(1) この協定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(2) この協定の締結又は履行に当たり、不正を行ったとき。

(3) 正当な理由がなくこの協定の履行を怠ったとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定に該当する場合のほか、乙に対し90日間の予告期間をもって通告することにより、この協定を解除することができる。

3 第1項の規定により、甲がこの協定を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切その賠償の責めを負わないものとする。

(協定内容の変更)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この協定の内容を変更することができる。

(変更届の提出)

第8条 乙は、住所又は代表者氏名等が変更された場合には、甲に変更届を提出するものとする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、関係法令、甲の関係条例及び関係規則等の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市
代表者 鹿児島市長 下 鶴 隆 央

乙